

（仮称）明石市ケアラー支援条例の制定について

1 条例制定の背景

（１）ケアラーを取り巻く環境

様々な世代や立場で、家族や身近な人に対し、介護、看護、日常生活上の世話等を行っているケアラー（支援者）は、ケアを受ける人を支える上で、重要な役割を果たしています。しかしながら、過大な精神的、身体的、経済的負担により、日常生活に支障が生じ、さらには、社会から孤立するなど、ケアラー自身の活動や生き方に深刻な影響を及ぼすおそれも考えられます。近年では仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に行うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢のケアラーなど、それぞれが深刻な課題に直面しています。

（２）これまでの本市の取組

これまで明石市では、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」「持続可能な」「パートナーシップ」によるまちづくりを推進し、各分野での事業者等と連携した当事者支援をはじめ、ケアラーに対する支援についても、関係各課による横断的な体制での支援や、関係機関を通じた実態調査、相談窓口における対応及び市民理解を進める啓発など、様々な取組を進めてまいりました。

2 条例制定にあたっての基本的な考え方

子どもも大人も、市民一人ひとりが本当に暮らして良かったと思える「もっとやさしいまち明石」の実現に向けて、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことが大切であると考えます。

また、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくことが必要であると考えます。これらを踏まえて、以下を基本理念として支援条例の制定を検討してまいります。

- ① ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならないものとします。
- ② ケアラーの支援は、市、市民、事業者及び関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう地域社会全体で支えるように行われなければならないものとします。

3 条例の制定による効果

（１）ケアをする人も受ける人も暮らしやすいまちに

条例に基づいた施策を進めることで、ケアをする人と受ける人のどちらにとっても暮らしやすいまちになることにより、全ての市民が、明石に住んでよかった、住み続けたいと実感できるまちづくりを目指してまいります。

（２）施策の方向性の明確化と具体的施策の推進

「誰一人取り残すことなく助け合うまちづくり」という市の考え方を、議会の議決を得て、恒久的な形ではっきりさせることで、その方向性に沿った施策を継続的に展開するとともに、この条例に基づいて実施する必要な施策の推進を図ってまいります。

(3) 市民意識の向上

市の考え方を示し、条例に基づく啓発活動を推進することで、ケアラーに関する市民の理解が進み、市民がともに支え合いながら「誰もが安心して暮らし続けられるまち」を実現してまいります。

4 条例の構成（案）

第1章 総則
・目的 ・定義 ・基本理念
第2章 各主体の責務
・市の責務 ・市民の役割 ・事業者の役割 ・関係機関の役割
第3章 基本的施策（支援内容の列举）
・相談窓口の設置 ・情報提供 ・人材育成 ・ピアサポート
・企業や学校等との連携 ・介護事業者等との連携
第4章 推進体制
・推進計画 ・体制の整備
第5章 雑則・附則
・見直し規定 ・施行期日

5 制定プロセス及び今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和8年4月	関係団体、当事者等へのヒアリング（4月～6月）
5月	社会福祉審議会① ※条例制定の提案とヒアリング内容の報告
6月	文教厚生常任委員会 ※条例制定の提案
7月	タウンミーティングの実施
8月	社会福祉審議会② ※素案に対する意見聴取
9月	文教厚生常任委員会 ※条例素案の報告
10月	パブリックコメントの実施
11月	社会福祉審議会③ ※パブコメの結果報告、条例案の提示
12月	市議会へ提案 文教厚生常任委員会 ※条例案の報告

6 支援ニーズの把握について

調査対象：福祉局、こども局、教育委員会事務局の関係各課

対象ケアラー	市が把握している主な支援ニーズ
医ケア児のケアラー	・医ケアに対応可能な看護人材不足の課題が根底にあり、受入可能な福祉施設等が不足している。 ・保護者は24時間365日絶え間なく医療的ケアを行わなければならない、心身ともに疲弊している。
ヤングケアラー	・いじめ、不登校、虐待等と関連するケースに対する支援。 ・進学に向けた親の援助が受けられない。家庭内で学習場所がない。 ・他のこどもとの体験格差が生じている。

	・乳幼児(多胎、多子、外国にルーツがある子、医療ケア)のケアラーとなっているきょうだい児を把握することがある。きょうだい児が育児を担う必要がなくなる体制整備が必要。
障害児者のケアラー	・当事者への適切な対応方法が分からず疲弊している。家族もサポートしてほしい。 ・まわりに相談できる人がいない。理解してくれる人が少ない。同じ辛さを共有できる仲間が少ない。 ・障害当事者及びその家族が生活している状況を、担当の民生委員・児童委員に知って欲しい。 ・どのように就労に繋がればいいのか知りたい。
精神疾患のケアラー	・高齢の親が本人の受診支援や精神的サポートを行っている。また、子が精神疾患の親のサポートを行っている。
高齢者のケアラー	・受診同行や、余暇活動の同行をサポートする社会資源がない。 ・介護負担を分かち合える場がない。
認知症のケアラー	・認知症の介護の工夫や利用可能な制度など、必要な情報を的確かつ気軽に得たい。 ・まわりに相談できる人がいない。
その他	・ひきこもり当事者の悩みや金銭不安など、8050問題が顕在化している。家族が相談できる場所が無く孤立感を抱えている。

※今回の庁内ヒアリングをはじめとして、4月から6月にかけて当事者団体や支援者団体、関係機関等へのヒアリングを実施してまいります。

ケアラーはこんな人たちです

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: Izumi Shiga



障害のあるこどもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病ではかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

こころやからだに不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たちのことです。